

## 武蔵の杜カントリークラブ利用約款

当ゴルフ場ご利用のお客様は、メンバー、ビジターを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、当クラブ会則（クラブ規約）、細則等の外、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守り下さる様お願い申し上げます。

### （貴重品について）

- 現金、クレジットカード、キャッシュカード、貴重品は、貴重品保管庫へお預け下さい。なお、高価な貴金属などは、保管庫にお預けになっても責任を負いかねます。また盗難されたクレジットカード、キャッシュカードが不正利用された場合にも責任を負いかねます。

### （携帯品・自動車について）

- 携帯品の紛失、盗難、駐車中のお車に関する事故につきましては当ゴルフ場では責任を負いかねますのでご了承ください。

### （服装について）

- 来場の際は、次の事項に関し、お守り下さい。
  - ①上着は、酷暑期を除いて、出来る限り着用して下さい。
  - ②Tシャツ、ランニング、ジーパンに類似のものを着用しての入場ならびにプレーは、お断りいたします。
  - ③サンダル、スリッパ、ミュール履き等での入場はお断りいたします。

### （プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守）

- ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

### （ティーグラウンドにおける素振り）

- クラブの素振りはティーマーク内の打席またはとくに指定された場所以外ではなさないでください。

### （飛距離の確認）

- 先行組に対しては、後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

### （打者の前方に出ないこと）

- 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

### （隣接ホールへの打込み）

- 隣接ホールへの打込みはとくに危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

### （安全な場所への退避）

- 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで、安全な場所に退避してください。

### （ホールアウト後の退去）

- ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

### （雷が発生した場合）

1. 落雷避難指示が発令された場合は勿論、雷が発生し危険を感じた場合は自己の判断で直ちにプレーを中止し、速やかに退避所など安全と思われる場所に退避してください。

### （喫煙上のお願）

2. コース内やクラブハウス内での喫煙は、灰皿の設置してある場所以外はご遠慮ください。マッチの燃えながら、煙草の吸いながらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

### （違背の場合の責任）

1. 3. 利用者が前項 4・5・6・8 に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、同じく 4・5・7・9・10・11 に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切傷害賠償等の責任を負いかねますのでご了承ください。

### （プレー終了後のクラブの確認）

1. 4. 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。確認後のクラブの不足、瑕疵等については責任を負いかねます。

### （利用および利用の継続のお断り）

1. 5. 当ゴルフ場では次の場合には利用および利用の継続をお断りすることがあります。
  - ①満員でスタート時間に余裕がないとき。
  - ②予約申込者又は利用者のいずれかが、暴力団及び、暴力団の準構成員もしくは、これらの関係者であるとき、あるいは、これらの者が同伴者もしくは同一コンペ内に存在するとき、又は文身（刺青）をしているとき。
  - ③偽名又は、他人名義で予約申込が行われたとき。
  - ④天災、気象の異常、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
  - ⑤利用者が公の秩序もしくは善良な風俗、エチケット・マナーに著しく反する行為があったとき、又は行うおそれがあると認められるとき。
  - ⑥その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
  - ⑦その他、当ゴルフ場利用約款に違反したとき。

### （施設内への持込品）

1. 6. 当ゴルフ場の施設内には次のもののお持込をお断りいたします。

- ①動物・鳥類（ペット類他）
- ②鉄砲刀剣類
- ③著しく悪臭を発生するもの。
- ④火薬および揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
- ⑤著しく高価な貴金属・高額現金など。

### （行為の禁止）

1. 7. 当ゴルフ場の施設内において次の行為を禁止します。

- ①利用者以外（含ギャラリー）のコース内立入り。（特に許可する場合は除く）。尚、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切傷害賠償の責任を負いません。
- ②賭博、その他風紀を乱す行為。
- ③物品販売、宣伝広告等の行為。
- ④他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

### （個人情報保護）

1. 8. 当社は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報の安全管理を社会的責任と認識し、個人情報の適切な保護管理に努めます。

以上

2010年8月改定